

各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱

(平成29年11月1日決裁)

使用水量の認定及び漏水軽減要綱(平成10年3月27日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業給水条例(平成10年条例第21号。以下「条例」という。)第23条の規定による使用水量の認定及び条例第30条の規定による水道料金(以下「料金」という。)の軽減のうち給水装置又は量水器(以下「給水装置等」という。)からの漏水を原因とするものに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、水道法(昭和32年法律第177号)において使用する用語の例による。

(使用水量の認定基準)

第3条 条例第23条の規定による使用水量の認定は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 前年同期における使用水量又は認定水量(この条(第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認定された使用水量をいう。次号及び第3号において同じ。)

(2) 前号の規定により難しい場合にあつては、前期における使用水量又は認定水量

(3) 前2号の規定により難しい場合にあつては、1日当たりの使用水量(量水器を交換したときは、その日以後の1日当たりの使用水量)から計算した使用水量又は認定水量

(料金の軽減)

第4条 給水装置等からの漏水で次の各号のいずれかに該当するときは、条例第30条の規定により料金を軽減することができる。

(1) 地下埋設の給水装置からの自然漏水

(2) 市の量水器からの漏水

(3) その他漏水が視認できないため市長がやむを得ないと認めた漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を軽減しないものとする。

(1) 条例の規定に違反して施工された給水装置等又は水道法施行令(昭和32年政

令第336号)第6条に規定する基準若しくは条例第7条第3項に規定する施工基準に適合していない給水装置等からの漏水

(2) 給水装置等の所有者又は使用者の不適切な管理又は使用により発生した漏水

(3) 温水器、ボイラー、し尿浄化槽等の配管又はバルブからの漏水

(4) 受水槽のボールタップ等の不良による漏水

(5) その他市長が軽減することが適当でないと認めたもの

(漏水水量の算定)

第5条 前条第1項に規定する漏水の水量は、当該漏水が認められる一の検針期間の使用水量(以下「漏水期間水量」という。)から、第3条の規定を準用して認定した使用水量を控除して算定するものとする。この場合において、同条第3号中「1日当たりの使用水量(量水器を交換したときは、その日以後の1日当たりの使用水量)」とあるのは、「漏水の修理が完了した日以後の1日当たりの使用水量」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する一の検針期間は、漏水の修理が完了した日が属する検針期間の定例日(条例第22条第1項に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。)から起算して13月前までにある定例日が属する検針期間とする。ただし、水道の利用者から証明書類を添えて考慮すべき事情の申出がなされ、市長が必要と認めたときは、漏水の修理が完了した日が属する検針期間の定例日から起算して25月前までにある定例日が属する検針期間とすることができる。

(軽減される料金)

第6条 市長は、前条の規定により算定した漏水の水量の4分の3の範囲内の水量を当該漏水期間水量から控除し、料金を算定することができる。

2 漏水が2以上の検針期間にわたるときは、漏水期間水量が最も多い検針期間について、前項の料金の軽減を適用する。

3 漏水に係る料金の軽減を受けた給水装置等について、当該漏水に係る修理が完了した後に発生した漏水により再度料金の軽減を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「漏水期間水量」とあるのは、「前回の漏水に係る修理が完了した日が属する検針期間以前の検針期間を除く検針期間のうち、漏水期間水量」とする。

(料金軽減の申請)

第7条 料金の軽減を受けようとする者は、漏水発見後速やかに修理を完了し、水道

料金軽減申請書（別記様式）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年1月28日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る水道料金の軽減について適用し、同日前の申請に係る水道料金の軽減については、なお従前の例による。

別記様式（第7条関係）

水道料金軽減申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

水道料金の軽減を受けたいので次のとおり申請します。

お客様番号		
給水先住所		
水道使用者名		電話番号

——— 修理工事事業者記入欄 ———

修理工事事業者名及び住所

代表者名

主任技術者氏名

指定番号 ()

電話番号

漏水発見の日付	口径	メータ番号
修理完了の日付	修理完了時の指針	
修理箇所・漏水状況及び修理内容	修理場所の見取り図	